千八百八十二円〇九銭」と、「〇・〇一九三一七二〇四一一一」とあるのは「〇・〇二〇〇一八〇九二〇〇〇」と、「14,399円00銭」とあるのは「14,882円09銭」と、「0.019317204111」とあるのは「0.020018092000」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和二年度分の調整交付金から適用する。

○厚生労働省令第六十七号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十三条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十七条第一項及び第三十三条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十五条第一項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百七十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が三百七十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が三百七十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） 4～9　（略） （保険料全額免除の申請） **第七十七条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条、第七十七条の三及び第七十七条の五において同じ。）の所得（令第六条の十一の規定によつて計算した額をいう。以下この条及び第七十七条の五において同じ。）が六十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類	（裁定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十一　（略） 十二　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の請求をする者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　受給権者（前年の所得（令第六条の二第一項の規定によつて計算した所得の額をいう。次項において同じ。）が三百六十万四千円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 ニ　（略） 十三　（略） 3　前項第十二号ロの障害基礎年金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が三百六十万四千円を超えない受給権者にあつては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が三百六十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） 4～9　（略） （保険料全額免除の申請） **第七十七条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条、第七十七条の三及び第七十七条の五において同じ。）の所得（令第六条の十一の規定によつて計算した額をいう。以下この条及び第七十七条の五において同じ。）が五十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

二百四十七円九十五銭」と、「〇・〇一八〇〇七〇三二九二」とあるのは「〇・〇一九四二五三四七九七四」と、「13,915円00銭」とあるのは「14,247円95銭」と、「0.018800703292」とあるのは「0.019425347974」とする。